

令和 7 年 10 月

関 係 各 位

門 司 稅 関

博多税関支署における通関事務処理体制の一部変更について（再周知）

平素から税関行政に深いご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

門司税関博多税関支署通関部門におきましては、令和 7 年 10 月 12 日から下記のとおり、通関事務処理体制の一部を変更することとしましたので、補足を加えて再度お知らせいたします。

記

1 通関事務処理体制の変更（変更箇所：下線部）

※本年 6 月にお知らせした内容からの変更はありません。

部 門 名	部 門 コ ー ド	担 当 事 務	
		現 行	10 月 12 日～
通関第 1 部門	01	輸入貨物（01～24 類）	輸入貨物（01～24 類） <u>※定率法 § 3 の 3、 § 14-18 適用のものを含む。以下、通關第 4 部門まで同じ。</u>
通關第 2 部門	02	輸入貨物（25～71 類、381、カルネ）	輸入貨物（25～71 類、381、カルネ）
通關第 3 部門	04	輸入貨物（72～97 類）	輸入貨物（72～97 類）
通關第 4 部門	05	輸入貨物（ <u>定率法 § 3 の 3、 § 14-18 適用のもの</u> ）	輸入貨物（ <u>通信販売貨物<sup>1</sup>、SP 貨物（含む MF 貨物）</u> ）
通關第 5 部門 (輸出)	35	輸出貨物（01～97 類、380、381、カルネ）	（変更なし）

<sup>1</sup> ● 關稅法施行令第 59 条第 1 項第 6 号（通信販賣貨物）に該當する場合は、あて先部門コードを「05」に上書きしてください。（申告項目における通販貨物等識別が「1」となる貨物）  
● 海上小口簡易申告は、あて先部門コード「05」がシステムにより自動補完されます。

## 2 補 足

### (1) 申告関係書類の提出先

10月11日までに担当事務変更前の部門宛てに輸入申告を行い、10月12日以降に申告関係書類の提出を行う場合は、担当事務変更前の部門に提出してください。

### (2) 修正申告及び更正請求の宛先

10月11日までに担当事務変更前の部門で輸入許可された申告に対する修正申告（事後調修正を含む。）及び更正請求は、担当事務変更前の部門に行ってください。

### (3) 保留（審査未了）となっている申告

10月11日の業務終了時点で保留（審査未了を含む）となっている申告は、担当事務変更前の部門において担当します。

(連絡先)

博 多 稅 関 支 署

総 务 課 : 092-263-8331

通関総括第1部門 : 092-263-8260